

# 事後調査報告書

平成 27 年 5 月 11 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所 広島市中区基町 10 番 52 号

氏名 広島県

広島県知事 湯崎 英彦

電話番号 082-228-2111



広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境の保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全対策（工事工程の管理等）を適切に講じ、周辺環境への影響を最小限にとどめた。
その他	(委託業者名) 名称 中外テクノス株式会社 代表者 福馬勝洋 所在地 広島市西区横川新町 9 番 1 2 号

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。



## 別紙 1

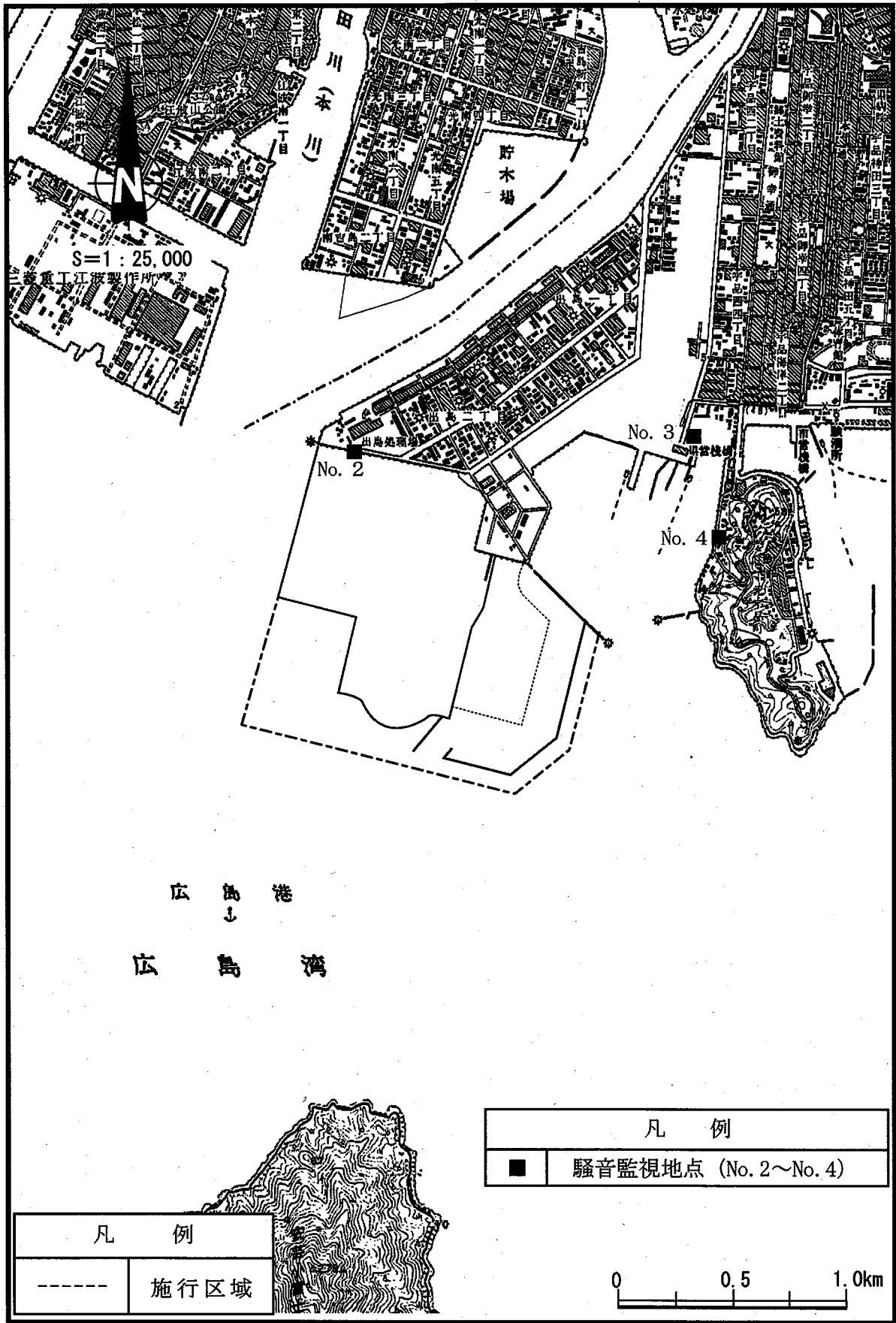
### 工事の実施中における事後調査の項目および手法

本事業における工事の実施中の事後調査の項目および手法は、表-1に示すとおりである。  
また、調査地点は、図-1に示すとおりである。

表-1 工事の実施中における事後調査の項目及び手法等

項 目		地 点 数 及 び 調 査 方 法
騒音	騒音	事業既存監視点：3地点 調査頻度：工事の最盛期（1回/週），他の時期（1回/月） （平成10年 環境庁告示第64号）

- （備考）
- 1 騒音監視調査は、港湾整備事業において実施されている埋立計画地背後の周辺3地点を併用することとし、図-1に示すとおりとした。
  - 2 水質監視調査は、海上工事が終了したことから調査実施していない。



图一 1 騒音環境監視地点位置图

## 別紙 2

### 1 騒音

平成 26 年 4 月から 5 月までの施行区域周辺における工事に伴う騒音についての監視調査は、表-1 に示すとおり、全監視調査を通じて全て監視基準を下回っている。

表-1 騒音調査結果

年	月	日	騒音レベル [d B (A)]			監視基準 [85dB(A)] との適否
			90%レンジ上端値			
			No.2	No.3	No.4	
H26	4	22	60	61	64	適
	5	19	57	62	66	適